



## 特産品認定商品 募集のご案内

竹富町商工会

竹富町商工会では、町内の優れた商品を「竹富町特産品」として認定し、町内外に広くPRし、需要の拡大・販路の拡大を図る取り組みを行っています。つきましては、令和6年度の認定商品の募集を行いますので、本事業の趣旨をご理解頂き、応募くださいますようお願いいたします。

**申請対象者・対象となる商品：**次頁の竹富町特産品認定要綱をご覧ください。申請は3品までとします。シリーズものは1品としてカウントし、1シリーズ5点を上限とします。  
シリーズものの例) 焼菓子の異なるフレーバー（プレーン、アールグレイ、チョコレート等）、Tシャツの色違い・サイズ違い（ホワイト・ブルー・グリーン、S・M・L等）

**募集期限：**令和6年7月8日（月）～令和6年9月10日（火）

**申請先：**竹富町商工会（石垣市美崎町11番地1-3階）

**審査：**形式審査→特産品委員会による審査→認定決定→認定証交付となります。

商品パッケージ・デザイン、商品のネーミング・コンセプト、商品のこだわり、味と風味、原料・製造加工の観点から審査を行います。

※認定基準を満たさない場合は、認定となりません。

**有効期限：**認定後3年間。更新可能。

**認定後の特典：**物産展等への優先出展・出展経費等の一部補助、竹富町商工会の広報媒体等での周知等

**提出書類：**竹富商工会HPからダウンロードするか、入手が難しい場合は商工会へご相談ください。

- ・竹富町特産品認定申請書
- ・竹富町特産品認定申請内容確認シート
- ・製造工程
- ・念書
- ・商品情報シート
- ・営業許可証（該当者のみ）

※形式審査通過者には商品サンプルの提供を依頼させていただきます。

《申請に関するお問い合わせ》

竹富町商工会 石垣市美崎町11番地1-3階 TEL：82-5616

## 竹富町特産品認定要綱

### 1. 本認定の目的

- ・この要綱は、竹富町内の特産品を認定することにより、その需要の拡大及び品質の向上を図り、もって町内特産品の販路開拓に資することを目的とする。

### 2. 申請資格

- ・特産品としての認定を受けようとするものは、次の各号に該当するものでなければならない。
  - (1) 竹富町内に住所を有し、または町内に事業所を有すること。
  - (2) 竹富町商工会員であって町内で生産または加工された原料を使用していること。
  - (3) 製造について、法令の定めるところにより許可等を必要とする場合は、当該許可等を受けたものであること。また申込時に許可の写し等を提出すること。

### 3. 認定対象品

- ・特産品としての認定の対象とする製品は、加工食品、工芸品、その他竹富町特産品委員会が認める製品であって、次の各号に該当するものでなければならない。
  - (1) 一定の品質を保つため、食品については賞味期限が 2 週間以上あるものとする。また販路拡大を視野に入れ、流通に耐えうる梱包が可能なものとする。(常温/冷凍は問わない)
  - (2) 食品については、半年以上の販売実績があること。

### 4. 申請

- ・特産品としての認定を受けようとするものは、竹富町特産品委員会が提出を求める全ての書類を作成し、委員会に提出しなければならない。
- ・製造工程がわかるよう、場合によっては写真等で工程を示すこと。
- ・営業許可証または製造の許可証などの証明ができる書類の提出。

### 5. 認定基準

- ・特産品の認定は、次のとおりとする。
  - (1) 竹富町の島々のイメージにふさわしく、他市町村との差別化がはかられており竹富町を PR できる商品。
  - (2) 食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法等の関係法令に違反しないものであること。
  - (3) 町内の原料を使用、または製造加工を町内で行っていること。  
(特産品委員会審査会で審査し判断する。)

### 6. 認定決定

- ・委員会は、申請のあった特産品について、認定基準に適合していると認めるときは、特産品として認定することを決定する。また、委員会は決定をしたときは、申請をした者に対し認定証を交付するものとする。

## 7. 認定の表示

- ・認定証の交付を受けた者は、当該特産品に、竹富町商工会が別に定める特産品認定証の表示をすることができる。

## 8. 認定期間

- ・特産品の認定期間は3年とする。但し再認定は妨げないが再認定を受ける場合は更新申請の手続きを経て委員会で再認定を行う。

## 9. 調査

- ・委員会は、認定した特産品について、必要と認める場合は調査を行うことができる。調査の結果、基準に適合しないと判断したものに関しては認定を取り消すことができる。

## 10. 変更・更新・取り下げ承認

- ・特産品の認定を受けた者は、当該特産品の名称、意匠、規格等大幅な変更する場合や特産品認定の更新、取り下げを希望する場合は、竹富町特産品 変更・更新・取り下げ申請書（第2号様式）を委員会に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

## 11. 認定の取消し

- ・委員会は、特産品が認定基準に掲げる要件に該当しなくなったとき、又は特産品の認定を受けた者が、次の各号に該当すると認める時は、その認定を取り消すことができる。
  - (1) 虚偽または不正な手段で認定を受けたとき。
  - (2) 認定シールを不正に使用したとき。
  - (3) 特産品としての信用を著しく害する行為があったとき。
  - (4) 委員会の承認を受けずに、名称、意匠、規格等の大幅な変更したとき。

## 附 則

(施行の時期)

この要綱は、平成21年9月1日から実施する。

## 附 則

この要綱の一部改正 {3-(3)} 追加は、平成22年4月23日より施行する。

この要綱の一部改正 {5-(4)} 追加は、平成22年10月6日より施行する。

この要綱の一部改正は、平成24年7月5日より施行する。

この要綱の一部改正は、令和5年4月3日より施行する。